



2026 年 9 月 15 日

各 位

会 社 名 鹿島建設株式会社
代 表 者 代表取締役社長 桐生 雅文
(コード番号 1812 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 総務管理本部総務部長 大岩 男也
(TEL. 03-5544-1111 (代表))

独占禁止法違反事件における決定（上告審）について

当社は、2023 年 3 月 2 日付適時開示「独占禁止法違反事件における判決（控訴審）について」及び 2023 年 3 月 8 日付適時開示「独占禁止法違反事件における上告の申立てについて」にて公表のとおり、東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線に係る建設工事に関する独占禁止法違反事件（刑事事件）における控訴審判決を不服とし、最高裁判所に対し上告を申し立てておりましたが、2026 年 9 月 14 日付で最高裁判所から、上告を棄却する旨の決定を受けました。

今回、当社側の主張が認められなかったことは誠に遺憾であります。当社としては最高裁の判断を厳粛に受け止め、役員従業員一同、コンプライアンスの一層の徹底を図り、信頼回復に努めてまいりますので、株主の皆様、お取引先様をはじめ関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜り、引き続きご支援ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます（本事件発生後に当社が実施した再発防止策については別紙ご参照）。

本件による業績への影響は軽微であるため、2026 年 5 月 14 日に公表しました 2027 年 3 月期の通期連結業績予想に変更はございません。

なお、刑事訴訟が確定となる状況をとらえ、二度と同様の事態を起こさないことをあらためて決意するため、下記のとおり役員報酬の一部を自主返上することといたしましたので、お知らせいたします。

代表取締役会長	月額報酬の 20%（2 か月）
代表取締役社長	月額報酬の 20%（2 か月）
代表取締役副社長執行役員（土木担当）	月額報酬の 20%（2 か月）

以 上

当社が取り組んでいる談合防止策

当社では、2018年3月に本件独占禁止法違反事件で起訴された以降、現在に至るまで、二度と談合の疑いを受けないという決意の下、甘えや油断を排し、以下のとおり談合防止に向けた取組みを継続実施しております。

1. 談合防止の体制について

当社では、現在、2018年4月に組織改編した「コンプライアンス・リスク管理委員会」(※1)の下に専門委員会である「独占禁止法委員会」を設置し、本社事務局である法務部と支店事務局である支店の管理部ほか(※2)が中心となり、談合防止のための活動を推進しています。(末尾の「独占禁止法遵守活動サイクル」参照)

(※1) 2018年3月の本事件起訴直後に、2018年4月1日付で以下の組織改編等を実施し、現在に至るまで同体制の下で、独占禁止法遵守に限らず、コンプライアンスのさらなる徹底とリスクの管理・低減を図っています。

- ① グループ全体のコンプライアンスとリスク管理体制を統合・拡充するため、従来の「企業行動委員会」と「リスク管理委員会」を統合し、新たに社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置。
(同時に「企業行動委員会」の下部組織であった「独占禁止法委員会」は「コンプライアンス・リスク管理委員会」の下に移管し、専門委員会としての活動を継続。)
- ② 「コンプライアンス・リスク管理委員会」の担当部署とするとともに、各事業部門及びグループ会社等と密に連携してコンプライアンスとリスク管理を一体的に推進するため、総務部と法務部を統括する「総務管理本部」を設置。
- ③ 「総務管理本部」傘下の総務部にリスク管理グループ、法務部にコンプライアンス室をそれぞれ新設し、連携して具体的なリスク予防のための活動及びリスク発現の初期段階からの情報管理と対応状況のフォローを実施。
- ④ 本社の各リスク所管部署の担当者が定期的(2回/月)に集まり「リスク管理連絡会議」を開催し、当社グループに関するリスク顕在化事案や法令改正、社会動向、他社での事例、更にはリスクマネジメントやリスクコミュニケーションの手法などの情報を報告・共有。重要な情報については適宜「コンプライアンス・リスク管理委員会」、取締役会に報告。
- ⑤ 各支店において、従来からコンプライアンスを所管する「管理部」に加え、支店長直轄のコンプライアンス・リスク管理を専門で担当する「支店長付部長」を任命し、管内の巡回等により不正の芽を見つけるための活動に従事。

(※2) 本事件を踏まえ、本社土木部門においても 2018 年 4 月 1 日付で以下の組織改編等を実施し、同体制の下で適正な受注活動の推進を図っています。

- ① 2018 年 3 月までの土木管理本部と土木営業本部の 2 本部体制を改め、土木管理本部に土木営業本部を統合して一元化を図ることで受注活動の統制を図るとともに、重要工事に関わる応札過程でのコンプライアンス上のリスク管理を強化。
- ② 2018 年 3 月までの土木営業部という組織を改め、土木管理本部内に応札計画の検討や技術提案等を主体とする「プロジェクト推進部」を複数置く体制へ組織を改正。
- ③ 受注活動全般に係るコンプライアンスの徹底と、重要工事に関わる応札検討・工事選定から応札方針決定、応札金額決定に至るまでの各過程でのコンプライアンス面からのフォローを徹底するため、土木管理本部に新たに「管理部」を設置。管理部には、「総務・コンプライアンスグループ」を置き、日常業務における不正の芽を摘む活動を行い、コンプライアンスの一層の徹底を推進。

2. 社内ルールや手続の整備について

当社は、談合防止のための会社方針並びに受注目標選定から応札に至るまでの各段階で従うべきルールと手続及び同業他社との接触や社外会合参加等にかかる手続等を定めた「談合防止管理規程」を制定しており、同規程の下で、役員・従業員一同が一丸となり、適正な受注活動の徹底と記録保管に取り組んでいます。

なお、同規程は、本事件発生を受け、当時の既存のルールや手続について、以下の管理強化を行うとともに諸規則等の統合を図り、専門委員会である独占禁止法委員会の審議を経て、2018 年 8 月の取締役会決議により制定したものです。

<談合防止のための管理強化策>

- ① 見積・施工に対応できないにも関わらず手続に参加してしまったことが本事件の引き金となったことを踏まえ、「受注意思のない工事について指名を受けた場合は辞退する。」ことを会社方針として明記した。
- ② 本事件が純粋な民間工事における摘発であったことを踏まえ、談合防止のための諸手続を踏むべき対象範囲として、従来から対象としてきた公共工事及び民間補助金工事に加えて、公益性のある発注者の工事など民間工事の対象を大幅に追加した。
- ③ 支店長・部署長が談合防止の観点から管下社員を確実に管理監督するため、応札方針の決定や応札金額決定の都度、同業他社との接触（JV 組成のための連絡を除く）、情報交換、資料授受が無いことの確認を徹底するよう義務付けた。
- ④ 入札前の段階で、発注者・設計コンサル等の外部から、技術検討依頼や参考見積提出依頼等を受けた場合、当該依頼が適正な手続のもとでの依頼であること及び公平性・公正性を害するおそれがないことの確認のため、社内承認手続が必要である

ことを明記した。

- ⑤ 同業他社との接触禁止や社外会合参加申請を必要とする範囲を、営業社員だけでなく見積・生産計画等を担当する技術系社員にも拡張し、会合参加後の報告についても徹底した。
- ⑥ 社員は、他の役員・社員の不正を認知した場合には躊躇なく報告・通報するよう義務づけた。

3. ルールや諸手続の実効性を確保するための方策について

本事件が時間の経過とともに風化していくことを防止するとともに本事件の教訓の確実な継承を図り、各役員・社員が談合防止管理規程に基づくルールや諸手続につき、常に継続して危機意識と当事者意識をもって取り組むことができるよう、以下の活動を継続して実施しています。

(1) コンプライアンス徹底に係るメッセージの継続的発信

社長を始めとする役員・幹部は、継続的にあらゆる機会を捉え、受注や利益よりもコンプライアンスを優先することの重要性を伝えています。

また、下記(2)の独占禁止法研修会においては、社長又は総務管理本部幹部による訓示を行うとともに、出席した部署長・支店長から管下社員に対し、談合防止に向けた誓約・メッセージを表明させ、談合防止及び談合への巻込まれの防止に向けて取り組むことが会社・組織としての重要方針であることを、定期的かつ明確に伝達しています。

(2) 独占禁止法研修会の継続実施

独占禁止法分野に精通した弁護士を講師として、ケーススタディを用いるなどして毎年実施してきた本社・各支店における独占禁止法研修会につき（本社は年3回、支店は集合研修とビデオ視聴を交互に年1回）、本事件及び他社事件の概要説明と合わせてこれらの事件から得た教訓も含めて講話するなど、工夫を凝らしながら継続実施しています。

(3) 「談合防止監査」の継続実施

2007年から毎年、土木・建築の受注活動を所管する本社部門及び各支店を対象とし、弁護士・法務部・監査部が協力し談合防止監査を実施しています。

同監査においては、事前に公共工事と民間補助金工事に係る全応札・辞退案件について、目標選定の段階からルールに則った手続を履行しているか、適切に記録・保管がなされているか、談合に繋がりうる兆候がないか等の観点からチェックしたうえ、監査対象部署・支店に出向き、関係者へのヒアリングを実施しております。

なお、本事件を受け、2018年度からは監査の内容につき以下の見直しを行ったうえで、現在まで継続実施しております。（2018年度以降の監査活動は合計118回）

- ① 監査対象として、公共工事と民間補助金工事だけでなく、談合防止管理規程で新たに対象となった民間工事についても追加。
- ② 社員らが参加する会合につき、より深掘りして実情の確認を実施。 など

(4) 独占禁止法遵守マニュアルの配付・活用と内容の充実

当社では従来から「独占禁止法遵守マニュアル」を定期的に見直し役員・社員に配付の上、毎年の独占禁止法研修会においても活用しております。

本事件発生後に行った同マニュアルの改訂（第6版）においては、本事件の教訓を踏まえた記述はもちろんのこと、全般にわたり、同業他社との接触や情報交換の危険性をさらに強調した解説を行い、さらに毎年の独占禁止法研修会で同箇所を取り上げることで、談合・受注調整に巻き込まれぬよう、役員・社員への教育啓発を毎年継続して実施しております。

以 上

＜参考＞ 独占禁止法遵守活動サイクル（「統合報告書 2025」 104 頁参照）

独占禁止法遵守活動サイクル



※1 公共工事及び一部民間工事(補助金工事や公益性のある発注者の工事等)を対象

※2 2024年度受講者:2,242人うちグループ会社27社418人

※3 2024年度は全12支店と本社関係2部署につき実施